

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

目 次

- ◇ 告 示
青少年に有害な図書類の指定
土地改良区の役員の住所の変更
土地改良法による換地計画の適否の決定(二件)
- ◇ 選管告示
政治団体の設立の届出
政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出
指定団体の届出
政治団体の収支に関する報告書の要旨
個人演説会を開催することができる施設を指定した旨の報告
- ◇ 教委告示
教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第三十九号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県知事 平 林 謙 三

| 指定 番号 | 種 別 | 図 書 | | 発行 記号等 | 類 表示された発 行所名 |
|----------|---------------|---------------------|---|-----------|--------------------|
| | | 題 名 | 号 | | |
| 256 | 雑誌その他 の刊行物 | 陰部丸出し ルミ子の秘密 | | BI-5 | Do企画 |
| 257 | " | 子繁木ナニエ日記 ときめき 恥態 | | BI-ナ6版 | 株式会社ナリス出 |
| 258 | " | 秘) レポート | | R-11 | (株) ツツメル社 |
| 259 | " | 激暴SEX 美和子は十九歳 | | BI-ヨ5 | CATS EYE |
| 260 | " | ノーパン女教師 高校教師 | | BI-ナ7 | 八月書房 |
| 261 | " | フオトジュニカ丸出し写真館 | | FJ-11 | 海鳴書房 |
| 262 | " | ジュンキョ ジャンキー | | JK-11 | かいめい書房 |
| 263 | " | 海珠の恋 | | - | ホワイト出版 |
| 264 | " | 冬景色 SNOW VIEW | | - | エマラルド出版 |
| 265 | " | 秘写 TABOO | | HT-11 | トライレビジョン |

| | | | | |
|-----|---|---------------------------------------|------------|---------------|
| 266 | " | ◎最新線 体液 HOW TO SEX ◎最新線 性器 Vol. 15 | H-11 | (株) アリス出版 |
| 267 | " | 土曜漫画 | DM-11 | 土曜出版社 |
| 268 | " | 漫画スカット 11月号 | No. 94 | みのり書房 |
| 269 | " | 18歳の性 半熟処女 18歳・愛 | B1- チ 8 | 旋 KAZE 風 |
| 270 | " | アケツヨン・カメラ 覗き撮り 覗かれて愛 | B1- ニ 2 | 株式会社アリス出 版 |
| 271 | " | 少女の下着 | B1- ニ 0 | 株式会社アリス出 版 |
| 272 | " | 増刊 女子高生〔淫花〕思秋期 増刊 女子高生〔淫花〕「粘液」 | IK-11 | アリス出版 |
| 273 | " | 秘部アツク 女のしずく | B1- ヨ 3 | Do企画 |
| 274 | " | SNOB 少女の性生活 | SN-11 | (株) アリス出版 |
| 275 | " | 絡む 夢ごっこ | B1- チ 3 | Do企画 |
| 276 | " | 陰唇愛撫 チエリーアツサム | B1- チ 2 | 株式会社日翔出版 |
| 277 | " | スキソ | KK-11 | ビケン |
| 278 | " | 疼く花びら | OX-5 | (株) 目黒川書房 |
| 279 | " | 夢精遊戯 | MU-11 | アツアル社 |
| 280 | " | 女子高生泌尿器 喪失 | 609-1 | 有限会社現世社 |
| 281 | " | 名器・三段締め | OZ-2 | 目黒川書房 |

| | | | | |
|-----|---|-------------------------------|------------|---------------|
| 282 | " | 失神 恥部 | - | (株) ひかり書房 |
| 283 | " | 肉書地獄 秘密の……告白 | B1- チ 4 | SUPER STUDIO |
| 284 | " | エレクトマガジン ERECT MAGAZINE | ER-11 | ビケン |
| 285 | " | 解剖女現場 秘密の小箱 | - | スペースプレス |
| 286 | " | 女性器 聖子花ひらく | B1- チ 5 | Do企画 |
| 287 | " | LOVE HUNT | - | カトレヤ出版 |
| 288 | " | 女陰むき出し おんなな友達 | BH- ト 9 | Do企画 |
| 289 | " | 処女緊縛 処女緊縛 | GI- M1 | 画報社 |
| 290 | " | 筆 ZERRO-11 写 本番筆写 ZERRO-11 | 共同 Z-11 | アリス出版 |
| 291 | " | ガールハンター | GH-12 | 海鳴書房 |
| 292 | " | 性器責め ゆめの旅人 | B1- ヨ 6 | Do企画 |
| 293 | " | 少女白書 | SH-12 | トライビジョン |
| 294 | " | 高部洗礼 純子の私生活 | BF- タ 1 | 株式会社アリス出 版 |
| 295 | " | 肉体喘女 実話 実話クイソク 肉体喘女 | E2- K 3 | 寧良書房 |
| 296 | " | 待恋人 私の恋人 | - | ライク企画 |
| 297 | " | 女の中から 快樂実話告白人 | ZD-11 | (株)土曜出版新社 |

鳥取県告示第千四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり勝田川土地改良区から役員の仕事に変更を生じた旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | |
|---------|------------------|
| 理事 西村久松 | |
| 変更前 | 東伯郡赤碕町大字出上三九七 |
| 変更後 | 東伯郡赤碕町大字赤碕一八九四一〇 |

鳥取県告示第千四十一号

昭和五十六年九月二十四日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区（坂根）の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千四十二号

昭和五十六年九月二十四日付けで西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地西伯町土地改良区から申請のあつた西伯地区（伐株）の換地計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十六年十月二十一日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場
四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

| | | | | |
|---------|--------|----------|---------------|----------|
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 備考 |
| 熊谷正春後援会 | 宮本義博 | 熊谷尊幸 | 東伯郡関金町関金宿九〇〇一 | その他の政治団体 |
| 小林国司後援会 | 宮崎正雄 | 磯田俊二 | 鳥取市西町一―二二六 | " |

鳥取県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の第二項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

| 政治団体の名称 | 異動事項 | 新 | 旧 |
|-----------------|------------|-------------|-------------|
| 広田幸一後援会 | 主たる事務所の所在地 | 鳥取市富安一―一四 | 鳥取市片原二―一〇三 |
| 広田幸一東部後援会 | " | " | " |
| 自由民主党江府町支部 | " | 日野郡江府町御机三二〇 | 日野郡江府町佐川二三五 |
| " | 代表者 | 中田 博 | 下村矛雄 |
| 古井喜美を激励する会 | " | 野津英顕 | 鶴田憲次 |
| 郷土の明日を開く東部自由懇話会 | " | 小田大吉 | " |
| 小林国司後援会 | 主たる事務所の所在地 | 鳥取市職人町二六 | 鳥取市西町一―二二六 |

鳥取県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規

定に基づき、次のとおり指定団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

| | | | | |
|----------------|-------|---------|----------------|--------|
| 指定団体の届出をした者の氏名 | 公職の種類 | 指 定 団 体 | | 代表者の氏名 |
| | | 名 称 | 主たる事務所の所在地 | |
| 広田 幸一 | 参議院議員 | 広田幸一後援会 | 鳥取市富安一―一 一四 | 岩城正美 |

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

◎その他の政治団体

期間 昭和55年1月1日～12月31日

池沢源藏後援会

報告年月日 昭和56年9月25日

1 収入総額 111,100円

2 支出総額 9,850

3 収入の内訳

前年繰越額 111,100

4 支出の内訳

総務経費 2,500

事務所費 2,500

政治運動費 7,350

選挙運動費 7,350

鳥取県選挙管理委員会告示第八十号

気高町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 岡 部 正 夫

施設の名称

所在地

気高町立酒津漁村センター

気高郡気高町大字酒津三五九の一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十六年十月二十日

鳥取県教育委員会委員長 金 田 要

一 日時 昭和五十六年十月二十一日(水)午前十一時十五分

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題

1 昭和五十六年度教育委員会表彰について

2 その他

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千二百円(送料を含む)】